

府有地売払い（先着順売却）のご案内

令和6年1月版



京 都 府

総務部 府有資産活用課

- 本書は、府有地売払い(先着順売却)の案内書です。
- この「案内書」をよくお読みになった上で、申請してください。

目 次

▶ 府有地売払い（先着順売却）のながれ	1
1 申請・受付	2～4
2 購入者の決定	5
3 契約の締結	5
4 売買代金の支払い	5
5 所有権の移転登記	6
6 購入者の義務及び違約金	6
7 その他の注意事項	7
▶申請様式及び記入例	9～24
▶府有財産売買契約書（案）	25～30
▶お問い合わせ先・受付	31

府有地売払い（先着順売却）のながれ

1 申請・受付(2～4ページ)

- (1) 申請先
京都府総務部府有資産活用課
 - (2) 申請方法
持参と郵送の2通り
 - (3) 受付
 - ・物件毎に先着順で1名の方に限り受付を行います。
 - ・ただし、同日中において、同一物件に複数の申請があった場合には、複数申請者全員について受付を行います。
 - ・申請書類に不備（添付書類を含む）がある場合は、受付できません。
- ※ 既に受付が終了している場合がありますので、事前に府有資産活用課へ確認してください。

2 購入者の決定(5ページ)

- ・受付後、申請資格について審査を行った上で、購入者を決定します。なお、受付後、決定通知までに1ヶ月程度かかりますのでご了承ください。
- ・同日中において同一物件に複数の申請があり、複数の申請者全員を受付した場合には、申請者全員の申請資格を確認した上で、後日、くじ引きにより購入者（1者）及び補欠購入者（1者）を決定します。

3 契約の締結(5ページ)

- ・購入者は、契約締結期限（決定通知日の翌日から起算して30日以内）までに、府有財産売買契約書（25～30ページ参照）により契約を締結してください。
- ・売買契約書（京都府保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。
- ・購入者の都合により、契約締結期限までに契約締結に至らなかった場合は、受付済みの申請は取り下げられたものとみなします。

4 売買代金の支払い(5ページ)

契約の締結までに、契約保証金を納付し、契約締結日の翌日から起算して14日以内に残りの売買代金を納付してください。（契約保証金は、売買代金の一部と対当額で相殺され、京都府に帰属するものとします。なお、期限までに売買代金の差額が支払われないう場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金としてお返ししません。）

5 所有権の移転登記(6ページ)

- ・所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- ・物件の引渡しは現状有姿によるものとし、所有権移転時に何らの手続を要することなく完了するものとし、
- ・登記の手続は、京都府が行います。
- ・登録免許税等、所有権の移転に要する全ての費用は、購入者の負担となります。

1 申請・受付

案内書の配布

- 場 所：京都府庁（府有資産活用課）
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館6階）
府有資産活用課ホームページからもダウンロードできます。
<先着順による府有地売払いのお知らせ>
<https://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/202009senchakujyun.html>

申請資格

- 申請は、個人、法人を問わず、次に掲げる【申請のできない方】に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。
- 申請をされた方がその物件の購入者となります。
- 2名以上の共有名義で参加することもできます。

【申請のできない方】（次の1から7までのいずれかに該当する方は、申請できません。）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法という。」）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - (1) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- 3 前記2に該当する者の依頼を受けて申請をしようとする者
- 4 地方自治法第238条の3の規定に該当する者
- 5 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 6 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」の内容を承諾せず、順守できない者
- 7 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

申請

- ※1 申請の方法は、持参と郵送の2通りがあります。
- ※2 申請書の記入は17～24ページを参照してください。

1 必要書類

(1) 普通財産譲渡申請書[様式1] (9ページ) (必要事項をもれなく記入してください。)

(2) 以下の添付書類

ア 個人の場合

- ・誓約書[様式2] (11ページ)
- ・計画書[様式3] (13ページ)
- ・住民票の写し (本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号(マイナンバー)は記載不要)
- ・印鑑登録証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの。)

イ 法人の場合

- ・誓約書[様式2] (11ページ)
- ・計画書[様式3] (13ページ)
- ・役員等一覧表[様式4] (15ページ)
- ・印鑑証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの。)
- ・登記事項証明書【**現在事項全部証明書**】 (発行日から3ヶ月以内のもの。)
- ・定款又は寄附行為 (宗教法人にあつては、当該法人の規則)
- ・直近の損益計算書・貸借対照表・財産目録又は営業報告書

※共有名義で申請の場合は、申請者全員分の上記の添付書類が必要になります。

(3) 返信用封筒 (角形2号封筒 (A4紙を折らずに入る大きさ) に申請者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、490円分の切手を貼付したもの)

2 申請方法

(1) 持参

- ・平日の午前9時から午後5時までに持参してください。(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)

(2) 郵送

- ・必ず「簡易書留」で郵送してください。
- ・発送後、府有資産活用課のメールアドレス (huyushisan@pref.kyoto.lg.jp) へ以下の事項を記載したメールを送信してください。

○申請者の住所、氏名 (法人の場合は所在地、法人名、代表者氏名)

○発送した旨

※本メールを受け、後日届いた書類に不備がなければ、発送日 (郵送書類のラベル等に記載された日) に遡って受付します (4ページ「2 受付日」のとおり)。

※簡易書留以外で郵送された場合、到達した日を受付日としますのでご注意ください。

3 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(京都府庁2号館6階)

京都府総務部府有資産活用課

電話:075-414-5434 FAX:075-414-5399

メールアドレス:huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

受 付

1 注意点

- ・受付は先着順（申請受付順）とします。
- ・普通財産譲渡申請書、役員等一覧表及び誓約書の記載に不備がある又は記載が不明瞭なもの若しくは申請に必要な添付書類が不足している場合は受付できません。
- ・申請に来られた時点で既に売払いが決定している場合又は先着順により受付が終了している場合若しくは都合により売払いを中止している場合がありますので、事前に府有資産活用課（075-414-5434）に確認してください。
- ・先着順により受付を行った場合は、受け付けた申請資格の審査が済み、決定するまでの間は、その物件の新規受付を行いませんので、ご承知おきください。

2 受付日

書類に不備がない場合の受付日は以下のとおりとします。

★4月1日（月）を申請受付開始日と仮定（約2週間前に府HP等でお知らせします。）

パターン	発送日（※）	メール送信日	到達日	受付日
①	3月25日（月）	3月25日（月）	3月27日（水）	4月1日（月）
②	4月1日（月）	4月1日（月）	4月3日（水）	4月1日（月）
③	4月1日（月）	4月3日（水）	4月3日（水）	4月3日（水）
④	4月3日（水）	4月1日（月）	4月5日（金）	4月3日（水）
⑤	4月1日（月）	送信なし	4月3日（水）	4月3日（水）

※発送日：郵送書類のラベル等に記載された日

- (1) 申請受付開始日前に申請書が到達した場合（パターン①）
 - ・申請受付開始日を受付日とします。
- (2) 申請受付開始日以降に申請書が到達した場合
 - ア 持参の場合
 - ・持参日を受付日とします。
 - イ 郵送の場合
 - ・発送した旨をメールで事前にお知らせ（3ページ「2 申請方法(2)郵送」）いただいた場合は、発送日（郵送書類のラベル等に記載された日）へ遡って受付をします（パターン②）。
 - ・発送日とメールの送信日が異なる場合は、どちらか遅い方の日付を受付日とします（パターン③、④）。
 - ・メールの送信がない場合は、到達日を受付日とします（パターン⑤）。

2 購入者の決定

- 1 「普通財産譲渡申請書（「添付書類」を含む）」は、1物件につき先着1名の方に限り受付します。
- 2 同日中において、同一物件に複数の申請があった場合には、複数申請者全員について受付を行い、申請者全員の申請資格を確認の上、警察当局からの排除要請がないとされた方の中から、後日くじ引きにより、購入者（1者）及び補欠購入者（1者）を決定します。
（なお、くじ引きについては、当該申請者が諸般の事情により京都府が指定する日時・場所に来られない場合は、府有地売払い事務の担当以外の職員にくじを引かせて購入者を決定します。）
- 3 購入者の決定後、契約内容について、譲渡金額、購入者の法人・個人の区分別を京都府ホームページにおいて公表します。
また、購入者の決定後、契約内容について、第三者からの問い合わせがあった場合、購入者が個人の場合は氏名、住所及び譲渡金額を公表し、購入者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び譲渡金額を公表します。

3 契約の締結

- 1 売買契約は、必ず購入者（普通財産譲渡申請書に記載の「申請者」）名義で締結してください。
共有名義で申請した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- 2 購入者は、譲渡決定通知日の翌日から起算して30日以内に契約を締結してください。
- 3 購入者が期限までに契約を締結しない場合は、受付済みの申請は取り下げられたものとみなします。
- 4 売買契約書(京都府保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。
- 5 購入者が、その購入した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

4 売買代金の支払い

- 1 売買代金の支払い方法は、次のとおりです。
 - ・ **売買契約締結までに、契約保証金（売買代金の100分の10に相当する額）を納付し、契約締結日の翌日から14日以内に、残りの売買代金を納付してください。**
 - ・ 契約書は「府有財産売買契約書（案①）」を使用します。ただし、物件番号2201については「府有財産売買契約書（案②）」を使用します。
 - ・ 売買代金の支払いに当たっては、契約保証金を売買代金に充当しますので、差額をお支払いください。
※契約保証金は売買代金の一部と対当額で相殺され、京都府に帰属するものとします。
 - ・ 契約締結後、差額の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
 - ・ 購入者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合も、契約保証金は違約金として京都府に帰属するものとします。
- 2 **購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。**

5 所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- 2 所有権移転登記の手続は、京都府が行います。
- 3 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 4 登記に必要な「登録免許税」は、購入者の負担となります。
- 5 購入者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- 6 売買代金完納後、購入者を義務者として課される公租公課等は、購入者の負担となります。

6 購入者の義務及び違約金

売買物件については、契約書第8条により一定の用途制限が付され、第9条（契約書案②の場合は第10条。以下同じ）により義務の履行状況を把握するため実地調査等を行う場合があります。第8条の義務に違反したときは売買代金の100分の30に相当する金額を、第9条の義務に違反したときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金としてお支払いいただきますので、ご注意ください。

（風俗営業等の禁止）

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

7 その他の注意事項

- 1 購入希望者は、この「府有地売払い(先着順売却)のご案内」の記載内容、物件調書及び府有財産売買契約書(案)の各条項を全て承知した上で申請をしてください。
 - 2 契約保証金の納付及び売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとします。
 - 3 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び府、市町村の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
 - 4 現状有姿での引渡しとなりますので、必ず購入希望者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。確認をする際は、事前に府有資産活用課と日時を調整してください。
 - 5 (1) 購入者が、消費者契約法(平成12年法律第61号)※第2条第1項に規定する消費者の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、購入者はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができます。
 - (2) 購入者が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、京都府の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときはその損害は、購入者が負担するものとします。
上記の場合においても、購入者は、前項の理由をもって契約の解除をすることができません。
- 6 購入物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

※ 消費者契約法(抜粋)

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

[様式 1]

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者住所 (〒 —)
(所在地)

ふり がな
氏 名
(法人名及び代表者名)

㊟
(印鑑証明印)

電話番号

【共有名義の場合】

共有者住所 (〒 —)
(所在地)

ふり がな
氏 名
(法人名及び代表者名)

㊟
(印鑑証明印)

共有者住所 (〒 —)
(所在地)

ふり がな
氏 名
(法人名及び代表者名)

㊟
(印鑑証明印)

普通財産譲渡申請書

下記の財産の譲渡を受けたいので申請します。

なお、京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

記

1 譲渡を受けようとする財産の表示

物件番号： _____

物件の所在地： _____

2 使用目的又は用途

3 希望譲渡金額

4 添付書類

個人の場合：誓約書、計画書、住民票の写し、印鑑登録証明書

法人の場合：誓約書、計画書、役員等一覧表、印鑑証明書、登記事項証明書【現在事項全部証明書】、
定款又は寄附行為（宗教法人にあっては、当該法人の規則）、直近の損益計算書・
貸借対照表・財産目録又は営業報告書

[様式 2]

誓 約 書

私は、京都府への府有地売払い（先着順売却）の申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」 1 申請・受付の申請資格の[申請のできない方] 1 から 7 までに該当しません。なお、この誓約書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。
- 2 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」、当該物件の物件調書、府有財産売買契約書、当該物件の法令上の規制等、全て承知の上で譲渡を申請します。
- 3 譲渡を受けた物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。

令和 年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名)
(代表者名)

□
(印鑑証明印)

【 共有名義の場合 】 共有者の氏名
(法人名)
(代表者名)

□
(印鑑証明印)

共有者の氏名
(法人名)
(代表者名)

□
(印鑑証明印)

[様式 3]

計 画 書

1 利用計画又は事業計画

2 資金計画

希望譲渡金額	財 源	
	自己資金	借入金

[様式 4]

役員等一覧表

法 人 名			
代 表 者			
所 在 地			
役職名	氏 名 <small>ふ り が な</small>	性別	生 年 月 日
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

[様式 1]

《記入例》 個人の場合

令和××年××月××日

京都府知事 様

(注)申請日を記入してください

申請者住所 (〒×××-××××)
(所在地)

京都市〇〇区△△町1-2-3

ふり なが きょう と た ろう
氏 名 京 都 太 郎
(法人名及び代表者名)



電話番号 075-000-0000

(注)実印を押印してください

【共有名義の場合】

共有者住所 (〒 —)
(所在地)

ふり なが
氏 名
(法人名及び代表者名)

㊟
(印鑑証明印)

共有者住所 (〒 —)
(所在地)

ふり なが
氏 名
(法人名及び代表者名)

㊟
(印鑑証明印)

普通財産譲渡申請書

下記の財産の譲渡を受けたいので申請します。

なお、京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

記

1 譲渡を受けようとする物件番号：2001 (注) 申請をする物件の番号及び所在地を、「物件調書」のとおり記入してください

物件の所在地：舞鶴市字余部下小字余部下 858 番、858 番 1、859 番

2 使用目的又は用途 住宅敷地 (注) 具体的な使用目的又は用途を記入してください

3 希望譲渡金額 金963,000円 (注) 売払い物件一覧表記載の譲渡価格を記入してください

4 添付書類

個人の場合：誓約書、計画書、住民票の写し、印鑑登録証明書

法人の場合：誓約書、計画書、役員等一覧表、印鑑証明書、登記事項証明書【現在事項全部証明書】、定款又は寄附行為（宗教法人にあっては、当該法人の規則）、直近の損益計算書・貸借対照表・財産目録又は営業報告書

[様式 1]

《記入例》 法人の場合

令和××年××月××日

京都府知事 様

(注)申請日を記入してください

申請者住所 (〒 ×××-××××)
(所在地)

京都市〇〇区△△町1-2-3

ふり 氏 名 がな 株式会社 まるさんかくふどうさん ○△不動産
(法人名及び代表者名) 代表取締役社長 まるさんかく ○△ じろう 次郎

代表
者印

(印鑑証明印)

電話番号 075-000-0000

(注)実印を押印してください

【共有名義の場合】

共有者住所 (〒 —)
(所在地)

ふり 氏 名 がな
(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

共有者住所 (〒 —)
(所在地)

ふり 氏 名 がな
(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

普通財産譲渡申請書

下記の財産の譲渡を受けたいので申請します。

なお、京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

記

1 譲渡を受けようとする物件番号：2001 (注) 申請をする物件の番号及び所在地を、「物件調書」のとおり記入してください

物件の所在地：舞鶴市字余部下小字余部下 858 番、858 番 1、859 番

2 使用目的又は用途

住宅敷地

(注) 具体的な使用目的又は用途を記入してください

3 希望譲渡金額

金963,000円

(注) 売払い物件一覧表記載の譲渡価格を記入してください

4 添付書類

個人の場合：誓約書、計画書、住民票の写し、印鑑登録証明書

法人の場合：誓約書、計画書、役員等一覧表、印鑑証明書、登記事項証明書【現在事項全部証明書】、
定款又は寄附行為（宗教法人にあっては、当該法人の規則）、直近の損益計算書・
貸借対照表・財産目録又は営業報告書

[様式 1]

《記入例》共有名義の場合

令和××年××月××日

京都府知事 様

(注)申請日を記入してください

申請者住所 (〒×××-××××)
(所在地)

京都市〇〇区△△町1-2-3

ふり がな きょう と た ろう
氏 名 京 都 太 郎 (持分1/2)
(法人名及び代表者名)



(注)持分割合も記入してください

電 話 番 号 075-〇〇〇-〇〇〇〇

(注)実印を押印してください

【共有名義の場合】

共有者住所 (〒△△△-△△△△)
(所在地)

京都市××区〇〇町4-5-6

ふり がな きょう と はな こ
氏 名 京 都 花 子 (持分1/2)
(法人名及び代表者名)



(注)持分割合も記入してください

共有者住所 (〒 ー)
(所在地)

(注)実印を押印してください

ふり がな
氏 名
(法人名及び代表者名)

印
(印鑑証明印)

普 通 財 産 譲 渡 申 請 書

下記の財産の譲渡を受けたいので申請します。

なお、京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

記

1 譲渡を受けようとする (注) 申請をする物件の番号及び所在地を、「物件調書」のとおり記入してください

物件番号：2001

物件の所在地：舞鶴市字余部下小字余部下 858 番、858 番 1、859 番

2 使用目的又は用途

住宅敷地

(注) 具体的な使用目的又は用途を記入してください

3 希望譲渡金額

金963,000円

(注) 売払い物件一覧表記載の譲渡価格を記入してください

4 添付書類

個人の場合：誓約書、計画書、住民票の写し、印鑑登録証明書

法人の場合：誓約書、計画書、役員等一覧表、印鑑証明書、登記事項証明書【現在事項全部証明書】、
定款又は寄附行為（宗教法人にあっては、当該法人の規則）直近の損益計算書・
貸借対照表・財産目録又は営業報告書

(注) 共有名義で申請する全員分の添付書類が必要です

[様式 2]

誓 約 書

《記入例》 個人の場合

私は、京都府への府有地売払い（先着順売却）の申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」 1 申請・受付の申請資格の[申請のできない方] 1 から 7 までに該当しません。なお、この誓約書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。
- 2 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」、当該物件の物件調書、府有財産売買契約書、当該物件の法令上の規制等、全て承知の上で譲渡を申請します。
- 3 譲渡を受けた物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。

令和××年××月××日

(注)申請日を記入してください

京 都 府 知 事 様

住 所 京都市〇〇区△△町1-2-3
(所在地)

氏 名 京 都 太 郎
(法人名)
(代表者名)

京 都 太 郎



【 共有名義の場合 】 共有者住所
(所在地)

(注)実印を押印してください

共有者の氏名
(法人名)
(代表者名)

□
(印鑑証明印)

共有者住所
(所在地)

共有者の氏名
(法人名)
(代表者名)

□
(印鑑証明印)

[様式 2]

誓 約 書

《記入例》 法人の場合

私は、京都府への府有地売払い（先着順売却）の申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」 1 申請・受付の申請資格の[申請のできない方] 1 から 7 までに該当しません。なお、この誓約書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。
- 2 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」、当該物件の物件調書、府有財産売買契約書、当該物件の法令上の規制等、全て承知の上で譲渡を申請します。
- 3 譲渡を受けた物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。

令和××年××月××日

(注)申請日を記入してください

京 都 府 知 事 様

住 所
(所在地)

京都市〇〇区△△町1-2-3

氏 名
(法人名)
(代表者名)

株式会社 ○△不動産
代表取締役社長 ○△次郎

代 表
者 印

(印鑑証明印)

【 共有名義の場合 】

共有者住所
(所在地)

(注)実印を押印してください

共有者の氏名
(法人名)
(代表者名)

□
(印鑑証明印)

共有者住所
(所在地)

共有者の氏名
(法人名)
(代表者名)

□
(印鑑証明印)

[様式 2]

誓 約 書

《記入例》 共有名義の場合

私は、京都府への府有地売払い（先着順売却）の申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」 1 申請・受付の申請資格の[申請のできない方] 1 から 7 までに該当しません。なお、この誓約書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。
- 2 「府有地売払い（先着順売却）のご案内」、当該物件の物件調書、府有財産売買契約書、当該物件の法令上の規制等、全て承知の上で譲渡を申請します。
- 3 譲渡を受けた物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。

令和××年××月××日

(注)申請日を記入してください

京 都 府 知 事 様

住 所
(所在地)

京都市〇〇区△△町1-2-3

氏 名
(法人名)
(代表者名)

京都 太郎

太京
郎都

(印鑑証明印)

【 共有名義の場合 】

共有者住所
(所在地)

(注)実印を押印してください

京都市××区〇〇町4-5-6

共有者の氏名
(法人名)
(代表者名)

京都 花子

花京
子都

(印鑑証明印)

共有者住所
(所在地)

(注)実印を押印してください

共有者の氏名
(法人名)
(代表者名)

□

(印鑑証明印)

[様式 3]

《記入例》

計 画 書

1 利用計画又は事業計画

土地購入後は自宅用の住宅敷地として利用。
令和×年×月頃から工事着手予定。

(注) 申請した物件の購入後の利用計画又は事業計画について簡潔に記載してください

2 資金計画

希望譲渡金額	財 源	
	自己資金	借入金
金 9 6 3 , 0 0 0 円	金 9 6 3 , 0 0 0 円	金 0 円

(注) ・各欄には金額を記入してください。
・希望譲渡金額には、売払い物件一覧表記載の譲渡価格を記入してください。

役員等一覧表

法人名	株式会社 ○△不動産		
代表者	代表取締役社長 ○△次郎		
所在地	京都市○○区△△町1-2-3		
役職名	氏名	性別	生年月日
代表取締役社長	まるさんかく じろう ○△ 次郎	男	明治・大正 30年 3月 10日 昭和・平成
専務取締役	まるさんかく はなこ ○△ 花子	女	明治・大正 35年 1月 20日 昭和・平成
常務取締役	まるさんかく ひろし ○△ 浩	男	明治・大正 58年 7月 13日 昭和・平成
監査役	しかくひし さぶろう □◇ 三郎	男	明治・大正 36年 12月 1日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

府有財産売買契約書（案①）

（収入印紙）

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	数量（公簿面積）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金は売買代金の一部と対当額で相殺され、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（風俗営業等の禁止）

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合
(危険負担)

第11条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

(契約不適合責任)

第12条 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合
(危険負担等)

第11条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第14条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から既に受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第 17 条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京 都 府
知 事

乙

※本契約書は、物件調書と一体で綴じることとする。

【物件 2201 のみで使用】

府有財産売買契約書（案②）

（収入印紙）

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	数量（公簿面積）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金は売買代金の一部と対等額で相殺され、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（風俗営業等の禁止）

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(売買物件内の位置指定道路に関する事項)

第9条 甲は、乙に対し、売買物件の内の位置指定道路の利用に係る甲の近隣地権者への承諾事項を継承させ、乙はこれを承継する。この場合において、当該利用を理由として利用料その他の対価を求めてはならない。

2 乙は、売買物件を第三者に譲渡し、又は地上権、賃借権その他の売買物件に関する権利の設定等を行う場合、当該第三者に対し、前項に基づき乙が甲に対して負う一切の義務を承継させ又は乙と同等の義務を負わせるものとする。

(実地調査等)

第10条 甲は、乙の第8条又は第9条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条又は第9条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(買戻しの特約)

第12条 甲は、乙が第9条の規定に違反したときは、売買物件を買い戻すことができる。

2 前項の規定により、買戻しをすることができる期間は、売買物件の所有権が移転した日から起算して10年間とする。

3 甲は、第1項の規定により売買物件を買い戻すときは、売買代金を乙又は転得者に返還し、契約費用は返還しないものとする。この場合において、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

4 第16条の規定は、第1項の規定により買戻しを行った場合に準用する。

5 第1項の規定による買戻しの特約は、登記により設定するものとする。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合
(危険負担)

第13条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

(契約不適合責任)

第14条 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合
(危険負担等)

第13条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。
(契約不適合責任)

第14条 乙は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から既に受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第18条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京 都 府
知 事

乙

※本契約書は、物件調書と一体で綴じることとする。

お問い合わせ先・受付

京都府総務部府有資産活用課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館6階

電話 075-414-5434

FAX 075-414-5399

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～午前11時30分、午後1時30分～午後5時)



※ 府庁までの交通機関

- 地下鉄
京都駅から市営地下鉄烏丸線「丸太町」下車、または二条駅から市営地下鉄東西線乗車、「烏丸御池」で烏丸線に乗換え、「丸太町」下車、徒歩10分
- 市バス
三条京阪から10系統、京阪神宮丸太町から93系統、202系統、204系統、「文化庁前・府庁前」下車徒歩5分